

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○救急業務の協力申出の撤回 (医療政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 ( )	1
○公共測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	1
○道路の供用開始 ( )	2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出 (会計管理課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
その他	
○平成26年度行政書士試験の実施 (法務課)	3

### 告 示

#### 高知県告示第422号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院に関する協力の申出をしていた医療機関から、次のとおり当該申出を撤回する旨の申出があった。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 撤回年月日  
室戸病院 室戸市元甲435番地 平26・7・1

#### 高知県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年6月16日	株式会社ヘルパーステーション福の神 土佐清水市栄町9-3	ヘルパーステーション福の神 土佐清水市栄町9-3 訪問介護 介護予防訪問介護

#### 高知県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術者住所	指定年月日
土井 友弘	香南市野市町西野2217-3	平成26年3月20日

#### 高知県告示第425号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成25年8月高知県告示第532号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県告示第426号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成25年11月高知県告示第667号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14

条第3項の規定により告示する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川上分字石神ノ元2366番1から 吾川郡いの町上八川上分字磊1370番2まで	前 A	3.0 } 12.5	1,039
	B	11.5 } 148.0	
	後	11.5 } 148.0	971

#### 高知県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	15.7 }	180

安芸郡北川村小島1番14から		33.3	
安芸郡北川村小島1番2まで	後	35.1 }	180
		50.9	

高知県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町別所字シミツ328番イの1	前	8.0 }	20
	後	10.2 }	20
		8.0 }	20
		24.0	

高知県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町横字土	前	2.4 }	64
	後	4.5	

居550番1		2.9 }	64
	後	7.8	

高知県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町横字土居550番1	64	平成26年7月8日

高知県告示第432号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市小津町4番22号  
一般社団法人高知県猟友会  
代表理事 高橋 徹

(変更後) 高知市上町二丁目7番2号  
一般社団法人高知県猟友会  
代表理事 高橋 徹

- 2 変更年月日  
平成26年3月24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に

より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年6月26日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年6月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年6月26日	変更前 特定非営利活動法人 デイサービス まる	田上 佳代	高知市相模町5番11号	この法人は、介護及び看護の必要な高齢者、障害者（児）疾病を有する者、乳幼児に対して在宅サービスに関する事業を行い、福祉の推進に寄与することを目的とする。
	変更後	特定非営利活動法人 まる	〃	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任) 理事	後藤 寛	四万十市大用 629-2
〃	伊勢脇精藏	〃 〃 521
〃	森本 深	〃 〃 700-33
〃	沖屋 和	〃 〃 700-6
〃	西村 悦男	〃 〃 274
〃	伊勢脇國男	住次郎1349-2
監事	平野 正	〃 大用 261

- ” 伊勢脇 猛 ” ” 562-7
- (就任)
- 理事 後藤 寛 四万十市大用 629-2
- ” 伊勢脇精蔵 ” ” 521
- ” 森本 深 ” ” 700-33
- ” 佐竹 洋和 ” ” 382-1
- ” 西村 悦男 ” ” 274
- ” 坂本 功 ” 住次郎1330
- 監事 平野 正 ” 大用 261
- ” 伊勢脇 猛 ” ” 562-7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年6月2日 26高都計第126号	南国市久礼田字青木 416番1の一部ほか	南国市大堀乙894 番地1 南国市農業協同組合 代表理事 高田 幸一

-----  
そ の 他  
-----

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成26年度行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

- 1 試験日時  
平成26年11月9日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所  
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在

施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と併せて配布する封筒（宛先は、印刷済み）で簡易書留郵便により郵送すること（平成26年9月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布期間

平成26年8月4日から同月29日（金）まで

b 配布請求方法

郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号のもの）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次の宛先に郵送で請求すること（平成26年8月29日までに必着すること。）。名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

住所 郵便番号100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成26年8月4日から同年9月5日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3

階 一般財団法人行政書士試験研究センター

(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会

(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー

(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所

(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所

(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所

(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所

(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成26年8月4日午前9時から同年9月2日（火）午後5時まで

なお、受付期間の最終日（平成26年9月2日）は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中（入力中）であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日（平成26年9月2日）は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料

7,000円

エ 受験手数料の払込方法

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（受験を申し込む者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。

(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。

(ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフとなること。

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 合格発表の日時

平成27年1月26日（月）午前9時

## (2) 合格発表の方法

ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に掲載する。

イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

## 7 試験に関する問い合わせ先

東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階  
一般財団法人行政書士試験研究センター  
電話番号03-3263-7700